

令和7年度

機械設備定期保全管理業務

条件付一般競争入札
入札説明書



令和7年4月

公立大学法人福島県立医科大学

入札説明書

公立大学法人福島県立医科大学が発注する機械設備定期保全管理業務に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という）については、入札公告に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 発注者（契約権者）

公立大学法人福島県立医科大学理事長 竹之下 誠一

2 入札に付する事項

（1）件名及び数量

機械設備定期保全管理業務 一式

（2）仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

（3）履行期間

契約日から令和8年3月31日まで

（4）履行場所

福島市光が丘1番地

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- （1）公立大学法人福島県立医科大学契約細則第3条第1項の規定に該当しない者であること。
- （2）当該入札に係る契約を締結する能力を有しないもの又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- （3）福島県庁舎等維持管理業務入札参加資格制限措置要綱第2条及び第7条の規定に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。
- （5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。
- （6）県内に本店又は支店・営業所等を有していること。
- （7）福島県作成の令和6・7年度庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿（『機械設備保全管理業務』）に掲載されていること。
- （8）350床以上の病院における当該業務に関する受託実績が過去10年間に同一施設で3年間以上あること。
- （9）業務責任者は正社員であり、かつ一級管工事施工管理技士の資格を有する者とし、かつ350床以上の病院において当該業務に関し1年間以上の実務経験を有する者を配置することができること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、入札参加資格確認申請書（様式1）に次の書類を添付し、下記5(1)の場所に提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること（郵便による場合は書留郵便とする）。

なお、令和7年4月16日（水）正午までに必着とし、申請を行わなかったときには、入札に参加する者に必要な資格の確認ができないこととなり、入札には参加できないので注意すること。

また、入札参加資格確認通知書（様式9）を郵便により送付するので確認すること。

（発送予定日 令和7年4月17日（木））

- (1) 法人にあつては商業登記簿謄本又はその写し
- (2) 印鑑証明書原本又はその写し
- (3) 身分証明書（個人企業の代表者に限る。契約を締結する能力を有しない者並びに破産者で復権を得ていない者でないことの市町村長の証明）（コピー可）
- (4) 法人にあつては令和7年1月1日現在における直前2年分の決算に係る貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書、個人事業主にあつては令和7年1月1日現在における直前2年分の青色申告書の写し
- (5) 令和7年1月1日現在の直前1年間における納税証明書又はその写し
（法人にあつては法人税及び法人事業税、個人にあつては所得税及び個人事業税）
- (6) 業務責任者については、その者が社員であることの証明書類（健康保険及び厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し等）
なお、業務責任者について、落札した場合に契約日より本業務に従事させる旨の確約書（社名、代表者を記載し押印したもの：様式任意）
また、業務責任者については、真にやむを得ないと発注者が認める場合以外には、落札後の変更は認めない。
- (7) 上記3（6）（7）に基づく資格を有することを証明する書類（コピー可）
- (8) 業務実績証明書（様式2） ※現在、当法人の業務を受託している場合は除く。
- (9) 実施体制及び配置人員数（様式6）
- (10) 作業従事者名簿（様式7）
- (11) 親子会社等に関する調書（様式8）

※ 長3封筒を同封すること

封筒に110円切手を貼付し、入札参加資格確認結果通知書の送付先の宛名を記入すること。

5 入札書の提出場所等

- (1) 仕様書等の閲覧場所

〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地

公立大学法人福島県立医科大学 総務課管財係

電話 024-547-1017（直通） FAX 024-548-5302

E-mail sisetsu@fmu.ac.jp

(2) 仕様書等の閲覧期間

令和7年4月7日（月）から令和7年4月21日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
の午前8時30分から午後5時まで

(3) 入札及び開札の日時及び場所

令和7年4月22日（火）午前10時

福島市光が丘1

公立大学法人福島県立医科大学 1号館1階 第1カンファランス

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、入札書（様式3）により、上記5（3）に示す場所へ提出すること。

なお、郵便その他の方法による入札は認めない。

(2) 入札書は、封書に入れて密封し、かつ次の事項を記載すること。

ア 氏名

イ [4月22日開札 機械設備定期保全管理業務一式の入札書在中]

(3) 代理人が出席する場合は委任状（様式4）を提出すること。

(4) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

7 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者決定の通知を受けた後、契約を締結しない場合には見積りに係る入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3に相当する額を納めなければならない。

8 入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記5（3）で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札に先立ち、入札者は次の書類により確認を受けるものとする。

・入札参加資格確認通知書（様式9）（入札者が本書を持参すること。）

(3) 開札は、入札者及びその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち合わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

(4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち合わない場合、再度入札については棄権したものとする。

9 入札心得

(1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知し、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札仕様書等に関する質問書（様式5）を上記5（1）に提出することにより説明を求めることができる。

提出期限：令和7年4月11日（金）

回答予定日：令和7年4月14日（月）

回答方法：公立大学法人福島県立医科大学ホームページに掲載する。

(2) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

(3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

(4) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。

ア 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 入札及び開札は公開とする。

(6) 入札者又はその代理人は 入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え又は撤回をすることができない。

10 入札の取り止め等

入札者が相連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札

(3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札

(4) 委任状を持参しない代理人のした入札

(5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札

(6) 記名、押印を欠く入札

(7) 金額を訂正した入札

- (8) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (11) 入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者の入札

12 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、随意契約とすることができる。

13 落札者に要求される事項

落札者は、落札決定後に次の書類を速やかに提出しなければならない。

- (1) 確定の業務従事者の名簿（住所、氏名、年齢、性別及び業務の経験年数を記載したもの。）及び本人確認のため写真を貼付した全員の履歴書
なお、確定の業務従事者は、契約日より本業務に従事できる者とし、確定の業務従事者数は、入札参加資格確認申請時の人数を下回ってはならない。
- (2) 契約日から契約月末日までの業務計画書及び勤務予定表
- (3) 業務内容の報告及び記録の様式

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとする。
- (3) 公立大学法人福島県立医科大学契約細則第39条第1項ただし書き（別記2）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

15 契約書の作成

- (1) 委託契約書（別紙のとおり。以下「契約書」という。）を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、履行期間の初日までに取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは落札の決定を取消すことがある。

16 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

17 契約条項

契約書（案）のとおり

18 その他

- (1) 一旦受領した書類は返却しない。
- (2) 書類の作成等に要した費用は、すべて入札者の負担とする。
- (3) この入札説明書に疑義がある場合は、入札者は、その疑義について入札前において説明を求めることができる。

別記 1

(入札保証金の免除)

第9条 次に掲げる場合においては、前条の規定に関わらず入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 競争に参加しようとする者が保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 第4条に規定する資格を有する者が過去2年間に国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる公庫等を含む。）、福島県（福島県が定めた「公社等外郭団体への関与等に関する指針」の対象公社等を含む）、その他の地方公共団体又は法人と、その種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

別記 2

公立大学法人福島県立医科大学契約細則（抜粋）

(契約保証金)

第39条 契約を結ぶ者をして、契約金額の百分の五以上（工事等の請負契約にあつては百分の十以上）の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約の相手方が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証契約を結んだとき、その他その必要がないと認める場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

2 前項の保証金の納付は、有価証券の提供をもってこれに代えることができる。

3 前項の有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

- | | |
|--------------------|------------|
| 一 福島県債証券 | 額面全額 |
| 二 国債証券 | 額面全額の10分の8 |
| 三 地方債証券（福島県債証券を除く） | 額面全額の10分の8 |
| 四 理事長が確実であると認める社債権 | 時価の10分の8 |